

情報法制学会規約

平成 28 年 12 月 23 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は情報法制学会 (Association of Law and Information Systems) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町 2 丁目 17 番 17 号アイオス永田町 312 一般財団法人情報法制研究所に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、情報、メディア等に関する法、技術及びビジネスの観点からの学術的、実務的な研究 (以下「情報法制研究」という。) を促進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、情報法制研究に関する次の事業を行う。

- 一 国内及び海外の動向等に関する調査研究及び研究成果の公表
- 二 研究者の連絡及び協力促進
- 三 研究会及び講演会の開催
- 四 機関誌その他図書等の刊行
- 五 外国の学界との連絡及び協力
- 六 前各号のほか運営委員会において適当と認めた事業

第 3 章 会員

(資格)

第 5 条 本会の会員となることができる者は、情報法制研究に携わる者または情報法制研究に関して学識、経験を有する者とする。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

(退会)

第 8 条 会費を滞納した者は、運営委員会において、退会した者とみなすことができる。

第 4 章 機関

(役員)

第 9 条 本会に左の役員を置く。

- 一 運営委員若干名、内 1 名を代表とする。
- 二 監事若干名

(選任)

第 10 条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

2 代表は、運営委員会において互選する。

(任期)

第 11 条 代表、運営委員及び監事の任期は、2 年とする。

2 補欠の代表、運営委員及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 代表、運営委員及び監事は、再任されることができる。

(代表)

第 12 条 代表は、本会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、会務を統轄する。

2 代表に故障のある場合には、その指名した他の運営委員が、その職務を代行する。

(運営委員)

第 13 条 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。

(監事)

第 14 条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(総会)

第 15 条 代表は、毎年 1 回、会員の通常総会を招集しなければならない。

2 代表は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 総会員の 5 分の 1 以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、代表は臨時総会を招集しなければならない。

(議決権の委任)

第 16 条 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

第 5 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 17 条 本規約は、総会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ、これを変更することができない。

(解散)

第 18 条 本会は、総会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ、解散することができない。

附則

(施行期日)

第 1 条 本規約は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

(発起人会の権限)

第 2 条 情報法制学会発起人会は、第 1 回会員総会が開催されるまでの間、総会の権限を行使することができる。ただし、発起人会の決定は、第 1 回会員総会においてその承認を受けなければならない。